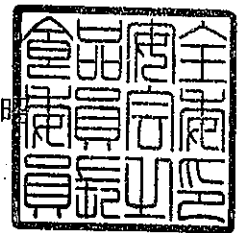




府食第 375号
平成18年 5月11日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅晴



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(回答)

平成18年5月9日付け厚生労働省発食安第0509001号により貴省から当委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、食品健康影響評価の結果に基づいて行われる行政対応を担保するために策定される施策に当たるため、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）別表第1の二の（七）の（1）の7のaに示す乳糖の定量法及び別表第1の二の（七）の（3）の1に示す無脂乳固形分の定量法について、両試験法に規定される「石綿付金網」及び「石綿網」、並びに食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2 添加物の部C 試薬・試液等の項1. 試薬・試液の目中「モリブデン酸アンモニウム試液」及び添加物の試験に用いる容量分析用標準液である同項2. 容量分析用標準液の目中「0.02mol/l過マンガン酸カリウム溶液」に規定される「石綿」について、これを用いない形に改正すること。